

司法院釈字第 512 号（2000 年 9 月 15 日）*

争 点

「麻薬取締法」における上告の禁止は違憲か。
(「肅清煙毒條例」限制上訴三審之規定違憲?)

キーワード

訴訟権（訴訟權）、審級制度、比例原則

解釈文：憲法一六条における人民の訴訟権利を保障する主旨は、人民の法定手続きによる訴訟の提出及び公平な審判を受ける権利を確保するものであるが、訴訟の救済としての審級制度・手続き及びその要件は、立法機関が訴訟事件の種類・性質・訴訟政策の目的及び訴訟制度の機能などを斟酌し、法律をもち正当な合理的な規範を設けるべきことである。中華民国八一(1992)年七月二七日修正・公布した「麻薬取締法（肅清煙毒條例）」(八七年五月二〇日修正・公布した名称は「麻薬の危害を防止する法（毒品危害防治條例）」

をいう)における一六条の前半は「本法の罪を犯した者は、その第一審を地方裁判所もしくはその支部と、その終審を高等裁判所もしくはその支部とする」と規定し、懲役が言い渡された被告人に対し最高裁判所に上告することを禁止するわけである。これは、立法機関は社会に対し麻薬がもたらす危害の重大性と保安処分を必要とした麻薬犯罪の性質を考え、刑事政策としての抑止効果を強化し麻薬の取締り・国民の心身健康を保障するのを目的として特別に設けた刑事手続きであり、このような制限も正当・合理的なものと

*翻訳者：林裕順

いえる。蓋し、刑事事件について第三審裁判所に上告するのは、法令違反を理由にしないと行わなつていけないし、確定判決が法令違反である場合には、非常上告で救済するのは、刑事訴訟法三七七条・四四一条における明文の規定である。さらに、第二審裁判所の行った懲役以下の判決は法令違反であつたと、救済手段も定められている。被告人は死刑もしくは無期懲役が言い渡された事件は、職權で最高裁判所に送られ、覆審が行われ、明らかに被告人の利益を考量し、立法機関の裁量に逸することではないので、憲法の保障する人民の訴訟権に侵害しないし、憲法七条・二三条にも抵触しない。

解釈理由書：憲法一六条における人民の訴訟権利を保障する主旨は、人民の法定手続きによる訴訟の提出及び公平な審判を受ける権利を確保するものであるが、訴訟の救済としての審級制度・手続き及びその要件は、立法機関が訴訟事件の種類・性質・訴訟政策の目的及び訴訟制度の機能などを斟酌し、法律をもち正当な合理的な規

範を設けるべきことであり、すでに本院釈字 392 号、396 号、418 号及び 442 号解釈で明確に、説明しておる。中華民国八一（1992）年七月二七日修正・公布した「麻薬取締法（肅清煙毒條例）」（八七（1998）年五月二〇日修正・公布した名称は「麻薬の危害を防止する法（毒品危害防治條例）」をいう）における一六条の前半は「本法の罪を犯した者は、その第一審を地方裁判所もしくはその支部と、その終審を高等裁判所もしくはその支部とする」と規定し、懲役が言い渡された被告人に対し最高裁判所に上告することを禁止するわけである。この手続きは、立法機関は社会に対し麻薬がもたらす危害の重大性と保安処分を必要とする麻薬犯罪の性質を考え、刑事政策としての抑止効果を強化し麻薬の取締り・国民の心身健康を保障するのを目的として、如何なる場合で上訴できるか及び上訴の審級の制度に関して特別に設けた刑事手続きであり、これらのような制限も正当・合理的なものといえる。蓋し、刑事事件について第三審裁判所に上告するのは、

法令違反を理由にしないと行わな
つていけないし、確定判決が法令
違反である場合には非常上告で救
済するのは、すでに刑事訴訟法三
七七条・四四一条における明文の
規定である。第二審裁判所の行つ
た懲役以下の判決は、法令違反で
あった場合、救済手段が定められ
ているし、被告人は死刑或いは無
期懲役が言い渡された事件は、職
権で最高裁判所に送られ、覆審が
行われることで、立法機関の裁量
に逸するのではない。さらに、同
法律の規定によると、被告人に第
二審に控訴する権利がすでに与え
られているので、憲法の保障する
人民の訴訟権が剥奪されなく、憲
法二三条における比例原則に抵触
ではなく、憲法七条にも違反し
ていない。